

鳥取県訓令第1号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(安全管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(安全推進者)</u></p> <p><u>第6条の2 部局等（鳥取県行政組織条例第2条に規定する部局等並びに同条例第15条第1項に規定する会計管理者及び労働委員会事務局をいう。次項及び第8条第2項において同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。</u></p> <p><u>2 安全推進者は、部局等の長又は地方機関等の長が、その所属職員のうちから指名した者をもって充てる。</u></p> <p><u>3 安全推進者は、次の業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 施設、設備等の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。</u></p> <p><u>(2) 作業環境及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。</u></p> <p><u>(3) 安全教育に関すること。</u></p> <p><u>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</u></p> <p><u>4 前条第3項の規定は、第2項の規定により安全推進者を指名した場合について準用する。</u></p> <p>(衛生管理者)</p> <p>第7条 本庁及び職員数が50人以上の地方機関等に、法第12条第1項に規定する業務を行わせるため、衛生管理者を置く。</p> <p>2～4 略</p> <p>(総括安全衛生管理者等の<u>代理者</u>)</p>	<p>(安全管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>(衛生管理者)</p> <p>第7条 本庁及び職員の数に非常勤職員の数を加えた数（以下「職員数」という。）が50人以上の地方機関等に、法第12条第1項に規定する業務を行わせるため、衛生管理者を置く。</p> <p>2～4 略</p> <p>(総括安全衛生管理者等の<u>代表者</u>)</p>

第8条 総括安全衛生管理者、安全管理者、安全推進者、衛生管理者又は衛生推進者（以下「総括管理者等」という。）を置く本庁又は地方機関等に、総括管理者等が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務が行えないときにその職務を代理させるため、それぞれその代理者を置く。

2 総括管理者等の代理者は、本庁の総括安全衛生管理者及び衛生管理者の代理者にあつては福利厚生課長が本庁の職員のうちから指名した者を、本庁の安全推進者の代理者にあつては部局等の長がその所属職員のうちから指名した者を、地方機関等の総括管理者等の代理者にあつては当該地方機関等の長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 略

(連絡協議会の設置)

第11条 職員の安全及び健康の確保のための総合的な対策に関し必要な事項を調査審議するため、総合安全衛生連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(連絡協議会の組織)

第12条 連絡協議会は、会長、健康管理責任者、施設管理責任者及び委員をもって組織する。

2 連絡協議会の会長（以下この条から第14条までにおいて「会長」という。）は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生課長の職にある者を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、連絡協議会の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の委員を指名するものとする。

(1) 本庁の職員 1人

(2) 総合事務所（第2条第3号の表の左欄に掲げる地方機関をいう。以下同じ。）の職員 総合事務所ごとに1人

(3) 第15条第1項の規定により衛生委員会を置く地方機関等（総合事務所を除く。）の職員 当該地方機関等ごとに1人

(4) 職員団体の推薦を受けた職員 9人

3 略

第8条 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者又は衛生推進者（以下「総括管理者等」という。）を置く本庁又は地方機関等に、総括管理者等が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務が行えないときにその職務を代理させるため、それぞれその代理者を置く。

2 総括管理者等の代理者は、本庁にあつては福利厚生課長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあつては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 略

(総合委員会の設置)

第11条 職員の安全及び健康の確保のための総合的な対策に関し必要な事項を調査審議するため、総合安全衛生委員会（以下「総合委員会」という。）を置く。

(総合委員会の組織)

第12条 総合委員会は、会長及び委員12人以内をもって組織する。

2 委員のうち、1人を健康管理責任者、1人を施設管理責任者とする。

3 会長は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生課長の職にある者を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、その他の委員は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、委員の半数は職員団体の推薦を受けた者から指名するものとする。

4 略

(連絡協議会の会議)

第13条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 連絡協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 連絡協議会は、その調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、その会議に出席させて意見を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第14条 前2条に規定するもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(職域委員会)

第15条 略

2及び3 略

4 衛生委員会は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

5 衛生委員会の会長（以下この項において「会長」という。）は福利厚生課長又は地方機関等の長の職にある者を、衛生委員会の委員（以下この項において「委員」という。）は次に掲げる者のうちから会長が指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、委員の半数を職員団体の推薦を受けた者から指名するものとする。

(1) 衛生管理者（職員数が50人未満の地方機関等にあつては、衛生推進者）

(2) 産業医

(3) 安全推進者その他衛生に関し経験を有する者

6 前2項の規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、前項中「福利厚生課長又は地方機関等の長」とあるのは「地方機関等の長」と、「安全推進者」とあるのは、「安全管理者」と、「衛生に関し経験を有する者」とあるのは、「安全に関し経験を有する者及び衛生に関し経験を有する者」と読み替えるものとする。

7 第12条第3項、第13条及び前条の規定は、衛生委

(総合委員会の会議)

第13条 総合委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 総合委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 総合委員会は、その調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、その会議に出席させて意見を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第14条 前2条に規定するもののほか、総合委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(職域委員会)

第15条 略

2及び3 略

4 第12条第1項、第3項及び第4項、第13条並びに前条の規定は、第1項の衛生委員会及び前2項の安全衛生委員会について準用する。この場合において、第12条第1項中「12人」とあるのは「10人」と、同条第3項中「総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生課長の職にある者を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、その他の」とあるのは、「福利厚生課長又は地方機関等の長を、」と読み替えるものとする。

員会及び安全衛生委員会について準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成24年2月3日から施行する。